



● 平成26年度がんの教育総合支援事業の実施について

平成26年7月9日

文部科学省では、今年度から、がんの教育総合支援事業（別紙1）を実施することとしており、このたび、第1回「がん教育」の在り方に関する検討会の日程及びモデル事業実施道府県・指定都市が決定しましたので、お知らせいたします。

1 趣旨

我が国におけるがん対策については、がん対策基本法の下、政府が策定するがん対策推進基本計画に基づいて行われており、平成24年度から新たな基本計画がスタートしている。同計画において、今後5年以内に学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とすることなどが示されており、がんに関する教育の必要性が指摘されている。

本事業は、同計画の達成に向け、学校教育全体の中で、「がん教育」を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めることを目的として実施する。

2 事業概要

(1)「がん教育」の在り方に関する検討会の設置（別紙2）設置要綱、委員名簿

文部科学省に有識者からなる検討会を設置し、各都道府

県・指定都市で行っている先進事例の分析・調査等を行い、
全国に展開させるための検討等を行う。

○第1回「がん教育」の在り方に関する検討会

日時：平成26年7月14日(月曜日) 10時00分～12時00分

会場：文部科学省13階 スポーツ・青少年局会議室

議題：

- 1 「がん教育」の在り方について
- 2 その他

傍聴・取材

- ・会議の傍聴を希望される方は、7月10日(木曜日)17時までに、氏名(ふりがな)、所属、連絡先を右記メールアドレス「gakkoken@mext.go.jp」まで登録をお願いします。ただし、席に限りがありますので、傍聴希望が多数の場合には先着順とし、傍聴を制限する場合があります。なお、傍聴できない方に対しては、7月11日(金曜日)12時までにメールで連絡させていただきます。
- ・期限を過ぎて傍聴希望が届いた場合は受付できませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・本会議の冒頭は人事に係る案件のため非公開とし、傍聴者は10時20分頃に入場が可能となる予定です。
- ・カメラ撮影を希望される場合は、傍聴登録の際に御連絡ください。カメラ撮影は頭撮り(10時20分頃)のみになります。

(留意事項)

- ・携帯電話、PHS等は、電源を切るかマナーモードに設定の上、傍聴してください。
- ・その他審議の妨害になるような行為は慎んでください。

(2)モデル事業の実施

全国21か所の道府県・指定都市において、学校における「がん教育」の取組を推進するとともに、教育委員会等による

がんの教育用教材の作成・配布、専門医等の講師派遣、研修会等を行う。

○モデル事業実施道府県・指定都市(21か所)

北海道、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、川崎市、神戸市、福岡市

- ☐ [がんの教育総合支援事業 \(PDF:110KB\)](#) 
- ☐ [「がん教育」の在り方に関する検討会の設置について \(PDF:63KB\)](#) 
- ☐ [「がん教育」の在り方に関する検討会委員名簿 \(PDF:48KB\)](#) 

お問い合わせ先

スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(スポーツ・青少年局学校健康教育課)

-- 登録:平成26年07月 --

がんの教育総合支援事業

背景

- ・平成24年度から平成28年度までの5年間を対象とした新たな「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんに向き合えない社会」を目指すこととしている。
- ・学校における健康教育の中でも、国民の二人に一人がかかると言われる「がん」は重要な課題であり、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠。

課題

- ・様々な形で患者を含めた国民に対するがんの普及啓発が行われているが、がんに対する正しい理解が必ずしも進んでいない。(がん検診の受診率は20%～30%で推移)
- ・健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であるとの指摘。

学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」を推進する必要性

課題解決のための事業概要

◆検討会の設置

有識者からなる「がん教育」の在り方に関する検討会を設置し、各都道府県で行っている先進事例の分析・調査等を行い、全国に展開させるための検討等を行う。

相互に連携

◆事業の実施

地域の実情を踏まえた事業の実施
(21か所)

- ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成・配布
- ・専門医等の講師派遣
- ・研究会 等

成果

- 学校教育全体の中で、がんの教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解の深化
- 自らの健康を適切に管理するとともに、がん予防や早期発見につながる行動変容を促す。